



山形県公報

令和8年1月21日(水)

号 外 (1)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第39号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和8年1月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 3- { 2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル } - 1H-インドール-4-オール及びその塩類 (通称名 4HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy McPT)
- (2) 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] - 5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] - 1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類 (通称名 N-Pyrrolidino-isotoni tazene、Isotonitazepyne)
- (3) 2- { 2- [(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] - 5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類 (通称名 Ethyleneox ynitazene、Tetrahydrofuranitazene)

2 指定の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和8年1月22日

令和8年1月21日印刷 発行所 山形県庁
令和8年1月21日発行 発行人 山形県